



TITLE:

<書評> 혜원著 저울 위의 목민관 : 명대 지방관의 인사고과와 중국사회

AUTHOR(S):

渡, 昌弘

CITATION:

渡, 昌弘. <書評> 혜원著 저울 위의 목민관 : 명대 지방관의 인사고과와 중국사회. 東洋史研究 2012, 71(1): 108-114

ISSUE DATE:

2012-06

URL:

<https://doi.org/10.14989/198627>

RIGHT:

차혜원 著

저술 의의 목민관

— 명대 지방관의 인사고과와 중국사화

渡 昌 弘

書名の日本語譯は「秤の上の牧民官——明代地方官の人事考課と中國社會——」、著者は車惠媛氏である。書名にある秤とは官僚を評價する秤の意であり、それは公正さと實用性、道徳主義の間で絶えず揺れ動いていた。とりわけ地方官を評價する場合、政府や地方官、地域社會の集團で利害が絡み合ったが、ここでは牧民官の理想主義という重りがいつも秤を揺さぶっていた。本研究はこうした相反する要素の間で行われた明代の人事考課政策とそれが社會と相互に影響を及ぼした過程に關心を持って進められたものだが、より具體的には副題にあるように、明代における州縣官級地方官の人事考課に検討を加えたものである。

まず本書に記されたところから、著者の車惠媛氏を紹介しておく。氏は一九六三年生れで、韓國の延世大學校史學科、同大學院を卒業。來日して京都大學東洋史學專攻の博士課程に學び、夫馬進教授の下、邦文で「明末、地方官の人事異動と地方輿論——明代における考課政策の變化」を發表し、一九九七年に同大學より學位を授與された。現在、母校史學科の副教授である。本書は以

下に示すように三部構成で、最初のころ發表した右の二論文などがもとになっている⁽²⁾。また、初めから明代の人事考課制度というテーマを念頭に置いて研究を進めたわけではなく、地域社會の慣行と關連する資料を分析してそこから考課制度の影響を追究した個別研究を集め、一書にまとめ上げたという。

さて、序論によると、傳統的な中國、なかでも近世の官僚制については科擧制に研究が集中し、本書で取り上げた人事考課はあまり注目されない分野であった。しかし科擧制が定着した明代の場合、官僚組織に合流した新參者たちの人事異動には、現職の人事擔當者のみならず廣範圍のエリート層も參與しており、さらに地方の庶民と地域社會にとっても關心の對象となっていた。こうした點から、明代の州縣官級地方官の評價はこの時代の官僚制の特性を明らかにすると同時に、當時の社會と官僚制度の接點を解明してくれる研究テーマと考えられる。そして第一に、明代全般にかけて考滿・考察・考成という異なる性格の三制度が出現した事實に注目して、それぞれの特徴を比較検討し、第二に、州縣官級地方官の評價をめぐる地域社會の動きとその位相に検討を加えたという。

本書の構成は左の通りである。

はしがき

序論

1. 地方官評價の制度と社會

2. 研究對象と範圍

第一部 監察權の強化と考課制

はじめに

第一章 明朝建國初期の理想主義

1. 考滿の性格
2. 理想論としての考滿
3. 監察官の登場と考察

- (1) 初期中央政府の考察
- (2) 巡按御史派遣と同時考察

第二章 考察制強化とその影響

1. 考察の定着過程
- (1) 一六世紀の轉換點
- (2) 考察強化論の立場
2. 官僚組織の新陳代謝と考察
3. 考察制強化の實態

おわりに

第Ⅱ部 牧民官と地域社會

はじめに

第三章 地方官の人事考課と輿論

1. 監察官の輿論収集とその方法
2. 輿論の多様な傳達経路
3. 輿論をつくる者たち

- (1) 實名文書の登場
- (2) 贈序文の流行
- (3) 公論の主張

第四章 崇禎年間の一牧民官——知縣李陳玉と嘉善縣地域社會

1. 嘉善縣の漕糧問題

(1) 崇禎七年の漕糧の經過

- (2) 李陳玉の改善案
2. 善政の評価と李陳玉
3. 『考滿事蹟冊』の性格

おわりに

第Ⅲ部 未完の改革案——考成法の不安な出發

はじめに

第五章 體制末期、改革論の登場

1. 考察批判論の擡頭
2. 張居正の人事改革案の性格
- (1) 全體構想と考成法
- (2) 最初の考成法

第六章 崇禎年間の考成法と地方官

1. 考成法の犠牲者——『鄭華亭考選處分始末』の展開過程
2. 謎の文書

(1) 『考成録略』の構成と性格

(2) 『善政』の證明と考成法

おわりに

結論 明代人事考課制の影響

1. 牧民官の遺産
2. 清朝の選擇
- (1) 拾遺及び巡按御史の廢止
- (2) 考成法の展開
3. 現代中國の民評

参考文献

以下、内容を紹介していこう。

明代に至り、なぜ監察官だけが地方官の人事考課を左右するほど影響力を發揮したのか、また、それが官僚たちの位置と評價制全般にどのような影響を及ぼしたのか等の問題は、これまでの監察制や考課制の研究ではさほど大きく注目されることがなかった。なおかつ綱紀肅正を標榜した考察制が、同時代の知識人や官僚たちから否定的評價を受けていたことを勘案すると、問題はいつそう複雑になる。しかし、そのことは人事考課が複雑な社會問題と連關していたことを示唆しており、考察が標榜した官僚の綱紀肅正の名分は當時の歴史的條件と社會的變化を考慮する中で、その意義を正しく評價し得るものであろう。こうした問題意識を通じて、第一部では、明代の考課政策の展開について検討を加えた。考滿が年功序列に重點を置いた傳統的な評價方法であるのに比べ、考察は官僚に對する監察を強化させ、その結果を評價に反映させた制度である。兩者は相異なる性格の考課だが、洪武年間からほぼ同時に施行されていた。第一章では、考察と同時に出現した考滿の位相及び變化の過程に検討を加えた。建國當初、長期動續を保障する考滿は傳統的な牧民官の政治を實行する必要條件と見做され、ここに地方官の評價には輿論の採取が望ましいという方針が、祖法として權威を發揮した。皇帝と人民の直接對面は後退を餘儀なくされたが、代わって皇帝の耳目の役割を果たす巡按御史を派遣し地方の民心を收斂するという名分は、考察制が定着する過程でもそのまま採擇された。すなわち、その定着過程でも

考滿は肯定的評價を受けており、消滅しなかったのである。

第二章では、考察の影響力に多方面から検討を加えた。十五世紀中盤に考察制が定着すると、例えば考滿上京の非現實性が指摘されたように、考滿制との間に摩擦が生じた。丘濬の意見に贊意を示した弘治帝は考滿制を支持したが、考滿の衰退と考察強化の趨勢は食い止めることができなかった。ただ兩者をめぐる議論の中から浮かび上がってきた、公論による官僚評價の公正さという點は考察制強化の論據にもなり、弘治帝は科道官に考察後の彈劾を認める拾遺權を附與し、以後の人事考課は考滿よりも考察の結果に左右されることになった。この考察制支持の名分としては、第一に貪官汚吏の放逐と綱紀肅正、第二に右にも擧げた公論による評價の公正さがあつたが、他方で官僚の需給を調節する役割をも擔った。すなわち、進士のほか舉人・監生なども含む官僚豫備群の増大は、十六世紀には大きな社會問題となつていったが、考察の嚴格化が州縣官の異動を加速化させ、豫備群の任官要求を満たしていたのである。例えば知縣の場合、嘉靖二十年から二十二年にかけての約二十箇月間に彈劾を受けて退いた者の割合が、全國で五人に一人にのぼつたほどである。監察を擔當する巡撫・巡按御史は、彈劾の一方で有能な地方官を薦擧する業務も擔つていた。嘉靖後期に胡宗憲が残した記録があるが、さらに隆慶・萬曆の頃になると、薦擧の数は次第に増加していった。その増加からも知られるように、巡撫・巡按御史は考察の業務を通じて地方官の生殺與奪の權を握るようになっていたのである。

第二部では、考察制が標榜する地域輿論の收斂と官僚の綱紀肅正が、制度の運営に及ぼした影響について検討を加えた。

まず第三章では、地方官の人事考課に對する地域社會の動き、特に輿論を標榜する動きが評價に及ぼした影響に検討を加えるとともに、輿論の實體に近附こうと試みた。監察擔當官である巡按御史と輔佐役の推官は、祁彪佳の例に見られるように評價内容を考語と品評に分けて記録していた。兩者は明確に區分されるものではないが、ともあれ輿論を収集して考察の評價に役立てていたのであり、その過程では窩訪にみられるように郷紳・土豪など社會の多様な勢力が介入していた。窩訪は言わば祕密裏に行われるものであるが、これに對して十六世紀からは公開を目的に贈序文が盛行する。そして海瑞や趙南星が記すように、贈序文は地方官の人物と器量に對する輿論の認定と支持を標榜していた。その眞偽の見極めは容易でないとはいへ、輿論を標榜する動きが現れ、郷論あるいは民評という名で國家と社會の雙方からその正當性を認定された事實は重要な意味を持つ。また、社會の動きは國家に對して必ずしも排他的な性格を帯びておらず、輿論の存在はむしろ兩者を結びつける役割を擔っていたと見るべきである。

他方、地方官たちは考察にどのように對處したのか。つづく第四章では、これについて具體的な事例を提示した。崇禎年間に浙江省嘉善縣の知縣を勤めた李陳玉の場合が、それである。李陳玉は名官とされるが、その重要な契機は漕糧問題の收拾にあった。赴任した崇禎七年、同年分のそれを完納し、さらに翌八年以降の納入をめぐる諸問題に改善案を提示した。この問題自體は續く清朝に持ちこされたが、彼は紳士や庶民の協力を得て完納し得たのである。他方、彼は同十年に三年の任期を終えると、公文書形式に自身の業績をまとめた『考滿事蹟冊』を縣内の地域民に配布し

た。人事評價を意識したものではあるが、題名に反して中央の人事擔當者に報告された可能性は薄い。何よりも地域社會が自身の業績を理解し、評價してくれることを期待したものであった。知縣にとつて地方輿論は考課擔當者よりも恐れる存在となつていたのであり、李陳玉の場合、功績と人品を世に知らしめたのは彼自身であった。こうした努力は功を奏した。當時の州縣官の任期が極めて短かつたのに比べて、彼は七年間、嘉善縣の知縣を勤めたが、そうした長期勤続は地方社會の同意なしには不可能だったからである。

第三部では、考成法を取り上げた。張居正によつて考案された同法は明代末期にも施行されたが、それによつて現れた現象に注目した。

第五章では、張居正の人事考課改革案の全體像を把握し、その中から考成法の位置づけを再検討した。明朝が體制危機を迎えていた十六世紀中ごろ、考察制度に對する不満と批判が官僚集團や知識人層を中心に擡頭し始めた。監察官を現地へ派遣して人事考課權を附與し考察を強化したにも拘わらず、名望と評判を基準にした考察それ自體の不正さと監察官たる巡撫・巡按御史に對する不信という二點が指摘され、地方官の綱紀肅正という目標は期待し難いという判断が支配的であつた。考察はその實效性を殆ど喪失したと認識されており、張居正の改革のうちで人事改革案が重要な部分を占めたのも、こうした當時の雰囲気を反映していた。張居正が施行した考成法は處理すべき案件の達成程度にしたがつて褒賞または處分を行う制度で、その結果は取りも直さず擔當官の人事考課を左右した。與えられた任務、特に稅糧徵收で一定の

基準を完遂できないと、制度的に昇進の道を閉ざす強制措置の性格を帯びており、また巡撫・巡按御史もその対象となっていた。すなわち、この考成法は実績という客観的評價を基準としたものであったが、ただ根幹は考滿と久任にあり、また既存の考課制に完全に代替する制度ではなかった。

第六章では、考成法の導入が地方官に齎した影響について、これまで殆ど知られていなかった『鄭華亭考選處分始末』と『考成録略』という、崇禎年間に作成された二種類の資料を用いて検討した。

崇禎帝は考成法を復活させ、それまで地方官では進士出身に集中していた科道官への「行取」の門戸も開いたが、その行取の過程では戸部が在任中の徴税実績を調査する役割を擔った。崇禎四年の朝覲考察で考成法の規定違反が發覺し、その獄事關連の公文書を集めたものが『鄭華亭考選處分始末』であり、事件の中心人物である浙江省華亭縣知縣鄭友元を擁護する目的で作成されたと推定される。鄭友元は考察に際して、浙江省青浦縣知縣時代の天啓六、七年分の徴税額に滞納分があるにも拘わらず完納と、虚偽の報告書を提出したとされる。關係者の陳述に食い違いがあったが、最終的に鄭友元は流刑に處せられ、さらに戸部尙書畢自嚴も削籍の處分を受けた。そこには考成法に抵觸しないために様々な手段を講じた一地方官の具體的な姿がうかがえるとともに、地域における評價どおりに中央で昇進し得た慣行を、考成法が阻止する役目を果たしたことも明らかになる。他方、遠く地方から中央を操る文人ネットワークは崇禎年間には最高の力を發揮し、政府の方針に背馳する地方官を牧民官の名目で保護していた。

次に『考成録略』は、崇禎四年から約四年間、陝西・四川兩省三縣の知縣を歴任した朱國壽が、自身の業務處理の過程を五つの項目に分けて記録したもので、考成のための豫備的資料の性格を帯びている。赴任當時の陝西省は自然災害と飢饉に加えて李自成の亂がおこっており、考成基準の達成は容易でなかった。しかし既に政府により減免措置が講ぜられ、州縣官の徴税負擔は著しく輕減されており、朱國壽は按月分徴や自封投櫃を実施することにより、基準を達成することができた。『考成録略』には徴税以外に飢民救済についても記されているが一度限りの活動であり、そのほかに實現不可能な空虚な内容も含まれている。それは同書が人事擔當者と官僚社會に向けたものであったためであるが、そうした努力は實を結び、のち工部主事に昇進したようである。

結論では、以上三部にわたって述べた明代考課制の内容を整理した上で、續く清代そして現代への影響について觸れている。

建國當初の清朝では明朝の諸制度を繼承したが、滿洲人官僚は否定的立場に立っており、科道官の拾遺權行使を妨害し、また巡按御史は、漢化政策を推し進めた順治帝が亡くなると、廢止された。ついで滿洲大臣攝政期の康熙四年には、考滿が姿を消し、官僚は京察・大計という變形した考察制度によって評價されるようになった。この時期には監察權の制限と考課制簡素化の方向が打ち出され、朝覲考察も廢止が決定した（その過程で科道官の拾遺權行使も姿を消した）。のちに地方官の人事權は總督・巡撫に集中し、一元化されることになり、乾隆年間になると明代考察制の形式・主體は完全に變化してしまった。他方、考成法は建國初期には嚴格に運用され、考察制と併存していた。ただ官僚が考成法を

避けるために徵稅項目を他に振り替える手段を講じたり、地域社會の反發を招くなどしたことに加えて、やはり現地の總督・巡撫に官僚任命權の一部を移讓する題調法が施行され、考成法の適用は不可能になつていった。すなわち清朝は、様々な模索を経たのち、明朝より受け継いだ言路開放の名分と公開政治の抽象的な可能性を放棄して、簡素で效率的な方式を選択したのである。そして、その選擇により地方官の人事が總督・巡撫に一元化され、州縣官と中央政府は空間的・行政的に疎遠となつたが、その空白をうめるために實施されたのが省内で自己完結的に人事を行う方式であつた。

最後に、著者は容易ではないとしながらも、現代の中國にどのような影響を及ぼしているかについて言及している。官僚や黨員に對する評價は體制内の官評によつて行われてきたが、二〇〇〇年代に入り地域ごとに様々な形態で、官僚等の評價に民意を取り入れる民評運動が展開されるようになった。そして二〇〇九年に民評の導入が決定された。政府の信頼を高めるとともに、改革・開放によつて相對的に輕視されてきた社會の統合と官民の和合を圖つたものと考えられる。この民評は中國史上初めて導入された畫期的な方法とも言われるが、十四世紀末の明朝が制度化した民意收集の方式と比べると、民間の自律的要求によるものではなく、また政府主導で發意、推進されているという類似性が見られる。

以上、評者の關心に基づいての内容紹介となり、重要な論點を正確に把握できているかは甚だ心許ない。まして的確な論評は望むべくもないので、漠然とした若干の感想を述べて責めを塞ぐ、こ

とをお許し願いたい。

本書のもとになつた論文についての批評でも示されていたように、從來の研究では別々に論じられてきた考課制と監察制を関連づける見方は新鮮で、本書の目的でもある考滿・考察・考成の特徵の比較検討や州縣官級地方官の評價をめぐる地域社會の動きの解明には、一定の成果が挙げられている。また明代の考課制運営の全貌解明は、續く清代に比べて史料上の制約が大きいですが、そうした中でも「吏部考功司題稿」や贈序文さらには「鄭華亭考選處分始末」「考成錄略」といった史料を發掘、驅使し、地方官の姿を克明に再現した點は大きく評價される。さらに、地域社會の遠心力が考課制の行方を左右したという視點は重要であり、その具體例も提示されている。また、明代の考課制がその後どのように變化していったのかという觀點から、清朝そして現代に目を向けたことも注目される。

こうした方向は今後も深められるべきであるが、その際に避け通れないのが、やはり史料の偏在という問題であろう。本書で用いられたように有用な史料は特定の地域・時代に限つて傳へられており、車氏も述べるように、地方官それぞれの人事がどのように行われたのかを把握するのは容易でなく、まして統計を得るのは難しいからである。確かに残された史料から何を讀みとるか的重要とは言ふものの、本書で解明された事柄が他の地域や時代にも見られたのかという點になると、どうしても躊躇する面が出てくる。とはいえ、そうした點を考慮しても、立ち遅れた分野の研究を深めるものとして本書の内容は注目されるべきである。

次に、氣に掛かる點を二つ挙げておきたい。まずは輿論の扱ひ

方である。明代には監察官が収集する輿論を地方官が作り上げることが見受けられるが、集められた中には輿論を標榜したのももあったという。しかし、例えば岸本美緒氏が述べるように、當時の輿論や公論と言われるものが一つではなく異なる諸見解を指すとすれば、地方官が言う輿論とは相異なる諸意見の中から公約的にまとめたものなのか、或は利害などから特定のものを選び出したのか等の疑問が生じてくるのであり、個別の事例での検討は可能だとしても、その確定は難しい。このことは、輿論といっても地域民の實際の意見等に合致していたのか、懸隔はなかったのかという疑問に繋がってくる。任用に際し、いわゆる輿論を視野に入れることは古く、例えば漢代の官吏登用制である察舉などに見られ、本書で取り上げられた現代中國でも關心は高い。しかし、最近のわが日本でメディアによつて頻繁に行われている調査を見ても分かるように、如何なる人たちの意見なのか、調査の結果どのように對應すべきかの決断は容易でない。

もう一つ氣に掛かるのが、考察と官僚豫備群の関わりである。十六世紀半ばの考察の嚴格化は知縣等の交代を早め、それは豫備群にとつては任用の機会が増えることを意味した。この重要な指摘はおそらく車氏が最初のもので、あるいは官僚豫備群の需給を一定程度満たすべきとする社會的要求に應じたものであったかもしれない。確かに考察を官僚の人員整理に利用すべきとする建議が永樂年間の蹇義に見られるが、その時期は豫備群の急増よりも前であり、また引用されている『古今治平略』の記述などは、考察に對し批評を加えているに過ぎない。車氏はこれについて控え

目な述べ方をしているが、ただ當初から官僚豫備群増大の問題を解決するために考察が嚴格化されたか否かは重要な論點であり、さらに深めていく必要がある。

以上で書評を終えるが、評者の學力不足により、本書の紹介も著者の意圖を十分に読み取れなかったことと思う。著者ならびに讀者の御海容を乞う次第である。

註

- (1) 前者は『史林』第七九卷第一號(一九九六年)に、後者は『東洋史研究』第五五卷第四號(一九九七年)に掲載。ともに副題は省略した。
- (2) 右のほかに「嘉善縣知縣李陳玉——明末의 한 地方官과 地方社會——」『黃元九教授定年紀念論叢、東아시아의 人 間像』(서울, 혜안, 一九九五年)、「崇禎年間(一六二七—一六四四)、州縣官人事와 考成法」『中國史研究』三三三(중국사학회, 二〇〇四年)がある。
- (3) 岸本美緒『明清交替と江南社會』第一章「明末清初の地方社會と『世論』」一二頁ほか、東京大學出版會、一九九九年。

二〇一〇年一〇月 서울 서강대학교 출판부
A5版相當 二九〇頁 一八〇〇〇원